

相模原市監査委員公表第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成13年度及び令和元年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長及び教育委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

令和2年7月2日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

1 特定の事件（平成13年度）

相模原市土地開発公社の財務に関する事務の執行及び管理の状況

2 監査対象部局及び団体

相模原市土地開発公社及び関係各部課

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 令和2年6月22日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>1. 【公有財産】</p> <p>代替地等</p> <p>代替地23箇所及び広域行政道路の含み損3,029百万円を加味して、貸借対照表を修正すると1,909百万円の債務超過に陥る。</p> <p>相模原市土地開発公社は、今後、債務超過に陥らないために、代替地に関しては、含み損を顕在化させない帳簿価格で買取る事業用地への転換も考慮する必要がある。また、事業用地の「広域行政道路」に関しては、相模原市から取得依頼された相模原市土地開発公社に負担させるべきか資金面と損益面から慎重に検討する必要がある。</p> <p>(報告書 31頁～36頁)</p> <p>2. 【公有財産】</p> <p>保有目的変更</p> <p>相模原市土地開発公社において、保有目的変更の土地は8箇所5,930百万円ある。代替地から事業用地へ変</p>	<p>1. 【公有財産】</p> <p>代替地等</p> <p>代替地23箇所及び事業用地の「広域行政道路」のうち、すでに売却をした19箇所、市が買戻しを行った2箇所及び事業用地へ転換した1箇所に加え、最後の1箇所(大島上台用地)について令和2年3月24日に市が買戻しを行い、代替地23箇所及び事業用地の「広域行政道路」1箇所全ての処分が完了した。</p> <p>2. 【公有財産】</p> <p>保有目的変更</p> <p>代替地から事業用地へ変更した土地のうち、「中央方面新設小学校用地」については、平成14年5月に市が買戻</p>

更した土地3箇所、保有目的を変更したものの未だ「仮称」「暫定」など利用目的が明確でない土地3箇所、当初計画から適切な事業区分をしておくべきだった土地2箇所に区分できる。

代替地から事業用地へ変更した土地のうち、「青葉小学校こどもセンター用地」「中央方面新設小学校用地」は、早期事業化、早期買取りを実行すべきである。

【場所：青葉小学校こどもセンター、中央方面新設小学校】

(報告書 45頁～46頁)

しを行い、「青葉小学校区(仮称)小型こどもセンター用地」については、令和2年3月24日に市が買戻しを行い、全ての処分が完了した。

- 1 特定の事件（令和元年度）
委託に関する財務事務の執行について
- 2 監査対象部局及び団体
平成30年度に委託事業を実施している関係各課
- 3 措置に係る通知日
市長から通知があった日 令和2年6月22日
教育委員会から通知があった日 令和2年6月18日
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>【相模原市コールセンター運營業務委託】</p> <p>1.再委託に関する承認手続について（その1）</p> <p>委託先から提出された受付・保守連絡体制表によると、受注者以外の事業者である株式会社トッパンコミュニケーションプロダクツとワンダークラフト株式会社が含まれており、業務の一部が再委託されているが、契約書第6条及び個人情報の取扱いに関する特記事項第7条に規定する再委託に関する手続がなされていない。再委託に関する承認手続を適切に行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（報告書 61頁）</p> <p>2.再委託に関する承認手続について（その2）</p> <p>通話記録の取得・保持・消去に関する業務は株式会社コラボスに再委託されている。当該再委託については、個</p>	<p>【相模原市コールセンター運營業務委託】</p> <p>1.再委託に関する承認手続について（その1）</p> <p>運營業務委託契約における再委託について、相互に口頭での確認は行っていたものの、契約書の規定による書面での手続を行っていなかったことから、令和元年10月1日付けで再委託に関する承認手続を行った。</p> <p>今後は、契約書の規定に基づく諸手続きについて、遺漏のないようチェックリストを活用することで再発防止に努める。</p> <p>2.再委託に関する承認手続について（その2）</p> <p>通話記録の取得・保持・消去に関する業務の再委託について、個人情報の取扱いに関する承認申請のみで承認手</p>

個人情報の取扱いに関する特記事項第7条に基づき再委託承認申請がなされているが、契約書第6条に基づく再委託に関する承認手続はなされていない。

契約書第6条と個人情報の取扱いに関する特記事項第7条に基づく再委託の承認は手続的には別個のものである。契約書等に従い再委託に関する承認手続に漏れがないよう対応する必要がある。

(報告書 62頁)

3. 【本庁舎警備業務委託】

資格証明の確認について

契約時に委託先から資格証明の写しが提出されているが、資格証明の写しに2点の不備が発見された。資格証明の写しが提出されたときには、提出された証明書の顔写真や氏名が本人と一致していることを確認する必要がある。

(報告書 69頁)

4. 【平成30年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託】

再委託の理由等について

調査対象者からの問合せ対応の為のサポートセンターの設置業務が再委託されている。

個人情報の取扱いに係る再委託承認

続きを行っており、再委託に関する承認手続を行っていなかったことから、令和元年10月1日付けで再委託に関する承認手続を行った。

今後は、契約書の規定に基づく諸手続きについて、遺漏のないようチェックリストを活用することで再発防止に努める。

3. 【本庁舎警備業務委託】

資格証明の確認について

契約業者に資格証の写しの再提出を依頼し、該当する警備員の資格の確認を行い、資格に誤りがないことを確認した。今後、警備員の変更等により提出される資格証の写しについても、資格証の内容及び警備員氏名等の確認を複数名で行い、資格の確認を確実に行っていく。

4. 【平成30年度東京都市圏総合都市交通体系調査業務委託】

再委託の理由等について

本件における再委託の理由は、「1万件を超える調査対象者からの問合せに対応するには、再委託先が有するノウハウや設備、人員が必要であるため」

申請書には、再委託する理由について「調査対象者からの問合せ対応の為」と記載されている。しかしながら、同記載は、サポートセンターを設置する理由であり、再委託する理由ではない。また、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法は、記載されておらず、後日別紙書類の提出を受けたものの、決裁書類には添付されていなかった。

再委託の承認にあたっては、承認申請書を形式的に提出させるだけでなく、記載内容が規則に照らして妥当であることを確認する必要がある。

(報告書 137頁～138頁)

5.【相模原市立博物館総合管理業務委託】

本店が行う再委託業務の承認について

株式会社オーチャー相模原支店が受託者として契約を締結しているが、再委託業務を同社本店から受注していると思われる再委託先がある。本店が実質的に行っているすべての業務について再委託の承認を得る必要がある。

(報告書 177頁～178頁)

であり、このことについては再委託を承認する際に双方で確認をしていたものの、再委託承認申請書受領時の確認が不十分だったため、不適切な記載内容となったものである。

また、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法については、申請書とは別に提出を受けたことから決裁書類に添付することを失念したものである。

いずれの不備についても、同様の事例が再発しないよう所属職員に周知し、書類受領時における複数人による記載内容の確認の徹底を図った。

5.【相模原市立博物館総合管理業務委託】

本店が行う再委託業務の承認について

再委託業務の結果報告書類を株式会社オーチャー本店あてに提出している事業者があるため、同社本店から受注しているようにみえてしまうが、実際は株式会社オーチャー相模原支店からの受注であり、検査検収も同社相模原支店で行っている。指摘を受けて以降、再委託業務の結果報告書の宛先は、実態にあわせ、「株式会社オーチャー

一相模原支店」とするよう、指導を徹底し、改善した。

また、検査検収の履行期確認を適正に行うため、チェックリストを作成し、受注者からの報告書受領時に確認を行うこととした。